

①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					I 平成30年度就学援助制度の実施について																				
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法 (1) 就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）										(2) ケの内容	(3) 就学援助制度周知の工夫	2. 就学援助制度の申請書の配布方法 (1) 就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）							(2) キの内容	
							ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対し、制度を周知	キ. 職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布			イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会では児童もしくは保護者に申請書を配布	オ. 制度案内等は各学校で希望者に対して申請書を配布	カ. 制度案内等は教育委員会で希望者に対して申請書を配布	キ. その他（内容を2. (2)に記入してください。）			
該当団体数	35	35	35	35	30	0	20	14	14	32	23	25	2	3	13	13	11	30	12	1	2	1	0	10	10		
山形県	山形市	教育委員会 学校教育課	023-641-1212	gakkyo@city.yamagata-yamagata.lg.jp	http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kyoiku/sub3/gakushi/c4a44shugakuenjo.html		○	○	○	○	○	○						市立小中学校及び山形大学付属小中学校の、全児童生徒に就学援助制度案内のチラシを配布している。	○								
山形県	米沢市	米沢市教育委員会 教育指導部 学校教育課	0238-22-5111	gakko-ka@city.yonezawa.lg.jp	http://www.educ.yonezawa.yamagata.jp/gakko/kyoiku/syugakuenjoseido.htm		○	○		○									○								
山形県	鶴岡市	鶴岡市教育委員会学校教育課	0235-57-4865	gkyoiku@city.tsuruoka.yamagata.jp	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/kyoiku/school-education/hojyo/gakko20150119.html		○	○	○	○	○	○						援助対象となる世帯所得額の目安を世帯人員ごとに記載している。	○								
山形県	酒田市	酒田市教育委員会 学校教育課 学事係	0234-26-5776	gakkyo@city.sakata.lg.jp	http://www.city.sakata.lg.jp		○			○	○								○								
山形県	新庄市	教育委員会学校教育課	0233-22-2111	gakko@city.shinjo.yamagata.jp	http://www.city.shinjo.yamagata.jp		○			○	○	○						PTA総会において事務担当者より案内を配布したうえで、制度について説明いただいている。	○								
山形県	寒河江市	山形県寒河江市教育委員会学校教育課	0237-86-2111	kyoikuka@city.sagae.yamagata.jp	http://www.city.sagae.yamagata.jp/			○		○	○	○							○								
山形県	上市市	教育委員会学校教育課	023-672-1111 (内線305)	gakkyou@city.kaminoyama.yamagata.jp	http://www.ekaminoyama.jp		○			○	○	○				○	小学校新1年生保護者全員に対し入学説明会時等に制度案内を配付。	○	○								
山形県	村山市	教育委員会 学校教育課	0237-55-2111	gakko@city.murayama.lg.jp	http://www.city.murayama.lg.jp/		○	○	○	○	○								○								
山形県	長井市	長井市教育委員会 学校教育課	0238-88-5767	gakkyou@city.nagai.lg.jp						○	○	○					○	小学校入学予定者の保護者宛就学援助制度の文書を配布	○	○							
山形県	天童市	天童市教育委員会教育総務課	023-654-1111	kanri@city.tendo.yamagata.jp	http://www.city.tendo.yamagata.jp/		○	○		○	○	○						転入者に就学援助制度のお知らせを配付	○								
山形県	東根市	教育委員会管理課	0237-42-1111	kyoiku@city.higashine.yamagata.jp	https://www.city.higashine.yamagata.jp		○	○	○	○	○	○						児童扶養手当申請者に対し、担当課から制度案内を配布している。	○								
山形県	尾花沢市	尾花沢市教育委員会こども教育課教育指導室	0237-22-1111	shidou@city.obanazawa.yamagata.jp	http://www.city.obanazawa.yamagata.jp/			○		○	○	○						各学校を通じて、保護者向けの通知分をPTA総会で配布	○								
山形県	南陽市	南陽市教育委員会学校教育課	0238-40-3211	gakkyol@city.nanyo.lg.jp						○	○	○							○								
山形県	山辺町	山辺町教育委員会 教育課 総務係	023-667-1115	edyamabe@town.yamanobe.yamagata.jp	https://www.town.yamanobe.yamagata.jp/						○	○							○								
山形県	中山町	中山町教育委員会教育課学校教育グループ	023-662-5484	kanri@town.nakayama.yamagata.jp						○	○	○							○	○							
山形県	河北町	教育委員会 学校教育課	0237-71-1136	kanri@town.kahoku.yamagata.jp	http://www.town.kahoku.yamagata.jp/		○	○	○	○	○	○						・各学校のPTA総会時に就学援助制度について保護者に周知 ・民生委員・児童委員に対して説明	○	○					○	民生委員・児童委員に申請書を配布	
山形県	西川町	西川町教育委員会 学校教育課	0237-74-2114	kyoiku@town.nishikawa.yamagata.jp	http://www.town.nishikawa.yamagata.jp/		○		○	○	○	○							○								
山形県	朝日町	朝日町教育委員会教育文化課	0237-67-3302	kanri@town.asahi.yamagata.jp	http://www.town.asahi.yamagata.jp						○	○							○	○							
山形県	大江町	大江町教育委員会 教育文化課 学校教育係	0237-62-2270	kyoiku@town.oe.yamagata.jp	http://www.town.oe.yamagata.jp		○			○	○	○							○								
山形県	大石田町	大石田町教育委員会教育文化課学校教育グループ	0237-35-2111	kyoikushi@town.oishida.yamagata.jp	http://www.town.oishida.yamagata.jp/						○	○						年度当初のPTA総会時に各学校にて制度の説明をしている。	○	○							
山形県	金山町	山形県金山町教育委員会教育学課	0233-52-2902	gakuji@town.kaneyama.yamagata.jp	http://www.town.kaneyama.yamagata.jp			○	○	○	○	○						・就学時に利用可能な制度を、入学説明会だけでなく就学時健診の保護者研修会にて冊子にして配布。 ・福祉部局と連携し、家庭状況をみて制度利用の勧奨を行っている。	○						○	・教育委員会へ直接相談（学校や保護者など）があった場合は、直接保護者へ配布する場合もある。 ・就学時健診の保護者研修会にて制度周知のパンフレットを配布している。	
山形県	最上町	最上町教育委員会教育文化課学校教育係	0233-43-2053	kyoiku@mogami.tv	http://mogami.tv/			○	○	○	○	○						入学説明会で制度を周知している	○							○	各学校でPTA総会時、1日入学等に口頭で制度の説明を行う。
山形県	舟形町	教育委員会教育課学事係	0233-32-2379	gakko@town.funagata.yamagata.jp	http://www.town.funagata.yamagata.jp/						○	○						民生児童委員に説明	○						○	民生児童委員に配付	
山形県	真室川町	教育委員会 教育課	0233-62-2337	kyoiku@town.mamurogawa.yamagata.jp	http://www.yume-net.org/		○			○	○							入学説明会の際に文書配布及び口頭にて保護者に制度内容を周知。 ・在学生の保護者にも同様の文書を配布し、制度内容を周知。	○	○					○	各校において、保護者説明会等の際に説明をしている。 教育委員会、民生児童委員からも必要に応じて配布している。	
山形県	大蔵村	教育委員会	0233-75-2323	kyoiku@vill.ohkura.yamagata.jp							○	○							○	○							
山形県	鮭川村	鮭川村教育委員会教育課教育総務係	0233-55-3051	kyou@vill.sakegawa.yamagata.jp	http://www.vill.sakegawa.yamagata.jp/		○		○	○	○	○						・学校集金が滞りがちな家庭に対して、制度を周知するよう学校に依頼している。 ・一日体験入学の際に、教育委員会の就学援助担当職員が出席し、保護者全員にチラシを配布し、制度の説明をしている。	○								

①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					I 平成30年度就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法 （1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）						(2) ケの内容				2. 就学援助制度の申請書の配布方法 （1）就学援助制度の申請書の配布方法（あてはまるもの全てに○）				(2) キの内容					
							ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他 → (2)	(2) ケの内容				(3) 就学援助制度周知の工夫				(2) キの内容		
山形県	戸沢村	教育委員会 共育課 学校教育係	0233-72-3242	gakkyo@vill.tozawa.lg.jp											1日入学時に保護者に対して制度周知のチラシを配布し、学校側で説明をおこなう											前年度対象者に対して教育委員会から申請書を送付する。
山形県	高畠町	教育総務課	0238-52-4474	kyoiku@town.takahata.yamagata.jp	http://www.town.takahata.yamagata.jp/		○																			
山形県	川西町	教育総務課	0238-42-6659	gakujikakari@town.kawanishi.yamagata.jp	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp/	○			○	○	○			○	旧入学、学校説明会などで全保護者へ配布。		○									
山形県	小国町	小国町教育委員会 教育振興課	0238-62-2141	kyoiku@town.oguni.yamagata.jp	http://www.town.oguni.yamagata.jp/	○			○		○															
山形県	白鷹町	白鷹町教育委員会 学校教育係	0238-85-6144	kyoiku@so.town.shirataka.yamagata.jp	http://www.town.shirataka.lg.jp/	○		○																	○	・次年度入学予定児の保護者へ制度のチラシを送付し、希望者に申請書を配付 ・準要保護児童生徒の保護者全員に、次年度分の申請書を配付
山形県	飯豊町	教育総務課 学校教育振興室	0238-87-0519	i-gakkou@town.iide.yamagata.jp	http://www.town.iide.yamagata.jp/	○	○	○	○	○	○															
山形県	三川町	三川町教育委員会 教育課 学校教育係	0235-35-7022	gakuji@town.mikawa.yamagata.jp	http://www.town.mikawa.yamagata.jp/	○	○		○		○													○	・毎年、民生児童委員から前年度申請者に書類を配布。 ・小学校単位で行われる民生児童委員との懇談会で新規申請者の情報提供をしてもらい、書類の配布を依頼。	
山形県	庄内町	教育課	0234-56-3316	kyoiku@town.shonai.lg.jp	http://www.town.shonai.lg.jp/	○		○	○	○	○			○	民生委員・児童委員の会合の際に、制度を説明	ひとり親になった場合の支援制度を一覧にしたチラシを戸籍の窓口で配付。その中に就学援助制度についても掲載している。									○	新入学学用品費の支給については、小学校入学前全保護者に対して、制度周知を併せて申請書を配付
山形県	遊佐町	遊佐町教育委員会 教育課 総務学事係	0234-72-5891	gakuji@town.yuza.lg.jp	http://www.town.yuza.lg.jp/									○	・就学時健康診断の際に制度の案内を配布し、担当から説明する。 ・各学校の新入学児童保護者説明会の際に制度の案内を配布する。	新たに児童扶養手当の支給が決定した保護者がいた場合には、健康福祉課と連携し、口頭や文書にて就学援助制度の周知を行っている。									○	学校集金の納入が遅れている児童生徒には学校から個別に制度の説明をし、必要であれば申請書を配布する。

①都道府県	②市町村名	Ⅱ 平成30年度準要保護認定基準																			Ⅲ 就学援助率													
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2) (3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度				
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村住民税の非課税	ウ. 市区町村住民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費等、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠		目安額(年額)	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円								
倍	課税所得等の分類		年	月	万円	(4) (2) (3)の補足		(5) テの内容		(1) 平成29年度	(2) 平成30年度																							
該当団体数	35	31	32	26	26	26	32	20	19	24	24	19	16	20	21	20	4	3	0	13	27	27	27	27	27	0	0	9	13	35	35			
山形県	山形市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控除前)	27	4	303			H27.4の基準をベースとしているが、その後その基準よりも基準が引き上げとなる項目があった場合は、引き上げ後の額をもとに算定している(引き下げの項目は引き続きH27.4の基準のまま)。	5%未満	5%未満			
山形県	米沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										低収入を理由とし、所得額課税額証明書等の写しを添付している申請者の可否を判断する際に、児童扶養手当の支給不支給にかかわらず、児童扶養手当の支給基準を準用している。	15%未満	15%未満	
山形県	鶴岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	317			家族の長期療養又は不慮の災害・事故等で多額の出費を要し、学用品や給食費等に不自由している。 ※家族の長期療養等により二重生活をしている場合は、民生委員の意見を参考にして、基準額の1.5倍までを可とする。	10%未満	10%未満			
山形県	酒田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	その他	25	7	372			課税所得等の分類：総収入(税引き前)	10%未満	10%未満			
山形県	新庄市	○	○				○															1.3	総所得(諸控除前)	30	1	254				10%未満	10%未満			
山形県	寒河江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												10%未満	10%未満
山形県	上山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.45	その他	25	4	400			世帯の総収入(手当等の非課税所得も含む)	教育委員会が援助が特に必要と認める者	10%未満	10%未満		
山形県	村山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	300				5%未満	10%未満			
山形県	長井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	その他	30	1	311			課税所得及び手当・年金等の非課税所得も含める。	何らかの理由(病気の療養中者がいる、災害を受けたなど)により学用品等の経費負担が困難と認められる場合。	10%未満	15%未満		
山形県	天童市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.4	総所得(諸控除前)	25	7	387				10%未満	10%未満			
山形県	東根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控除前)	30	3	265			教育委員会が必要と認められた者 ※震災避難者など	10%未満	10%未満			
山形県	尾花沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	25	4	337			課税所得等の分類：総収入(税引き前)	10%未満	10%未満			
山形県	南陽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	その他	30	4	287			直近三か月分の所得の平均(税、社会保険料等控除後)	10%未満	5%未満			
山形県	山辺町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.4	課税所得	29	4	316				5%未満	5%未満			
山形県	中山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.4	総所得(諸控除前)	30	4	316			○世帯全員の収入が非常に少ないため、学用品費や給食費等に不自由になっている。 ○保護者の死亡・失業・休職・倒産・別居等により大幅に収入が減り、学用品費や給食費等に不自由になっている。 ○家族の長期療養又は不慮の災害・事故等で多額の出費を要し、学用品費や給食費等に不自由になっている。	5%未満	5%未満			
山形県	河北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								世帯人員毎の所得基準額を設定している。	10%未満	10%未満			
山形県	西川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										5%未満	5%未満		
山形県	朝日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											10%未満	10%未満	
山形県	大江町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								世帯全員の収入が非常に少なく、別に定める所得基準を下回る者のうち、特に援助が必要とすると認められる者(町で定めている所得基準あり)	10%未満	10%未満			
山形県	大石田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控除前)	29	4	314				5%未満	10%未満			
山形県	金山町	○	○				○															1.3	総所得(諸控除前)	24	12	300				10%未満	10%未満			
山形県	最上町	○	○				○															1.3	総所得(諸控除前)	24	12	261				10%未満	10%未満			
山形県	舟形町	○					○																								5%未満	5%未満		
山形県	真室川町	○	○				○															1.3	総所得(諸控除前)	24	12	315				10%未満	10%未満			
山形県	大蔵村	○	○				○															1.3	その他	30	3	269			その他教育委員会が必要と認められたもの(離婚・失業等の理由で困難の程度を前前年あるいは前年の収入で判断できない事情がある場合においては、当該事情を教育委員会が認め、援助の必要があると判断されたもの。)	10%未満	10%未満			
山形県	鮎川村	○	○				○															1.3	総所得(諸控除前)	30	2	266			認定会議で認められたもの。	5%未満	5%未満			

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																		III 就学援助率									
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																		(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村住民税の非課税	ウ. 市区町村住民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由な理由が多い者	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めるも	チ. 特別支援教育就学奨励費の測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)				
山形県	戸沢村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控除前)	30	1	285			校長の教育的判断や民生委員による生活実態などを勘案し、認定協議会で決定する。	5%未満	5%未満
山形県	高畠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									10%未満	5%未満
山形県	川西町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	25	4	348	基準根拠：給与収入		死亡・失業・離婚・病気のために、前年所得額と比較して、著しく減少、又家庭の事情により援助を必要と認める場合。	10%未満	10%未満
山形県	小国町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	30	1	321				10%未満	10%未満
山形県	白鷹町																			1.3	課税所得	29	12	351				5%未満	5%未満
山形県	飯豊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	総所得(諸控除前)	30	2	300				5%未満	5%未満
山形県	三川町	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	その他	29	4	355	課税所得及び手当・年金等の非課税所得も含めて計算。			5%未満	5%未満
山形県	庄内町																			1.15	総所得(諸控除前)	25	7	369	係数(倍率)は1.15倍のほか、特別な事業により1.20倍、1.30倍、1.40倍	要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた者(生活保護基準額、母子家庭等の特別な事情及び民生委員・児童委員の意見を基に総合的に審査)	15%未満	15%未満	
山形県	遊佐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	382				10%未満	10%未満

①都道府県	②市町村名	IV 平成30年度準要保護就学援助額																														(2) 補足事項									
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																							
		(1) 費目毎の援助額																																							
学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費											
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他						
該当団体数	35	0	0	0	9	9	9	26	26	0	0	0	0	9	9	9	25	25	1	7	7	1	0	0	0	1	1	0	9	10	0	20	20	20	4	4	1	18			
山形県	山形市						○	15,220								○	40,600																					・学用品費 1年生 12,990円 14.2% 2~6年生 15,220円 85.8% (学用品費支給の割合は平成29年度実績を参考に算出) ・通学用品費・校外活動費(宿泊を伴わないものは学用品費に含む。)			
山形県	米沢市						○	15,220								○	40,600					○						○	30,000								・学用品費に関しては、学用品費・通学用品費・校外活動費(泊無)を合算して月割りで支給。記入した金額は2年生~6年生。1年生は12,990円。 ・修学旅行費は30年度予算額。 ・通学費については、費目はあるが対象者0名の予定。				
山形県	鶴岡市						○	11,420								○	40,600		○	0							○	26,000								支給平均額はそれぞれ平成30年度に予算計上した額であるが通学費は支給実績がないため予算計上0円となっている。					
山形県	酒田市						○	11,420								○	40,600		○	4700							○	22,700								通学費、修学旅行費は29年度実績額。					
山形県	新庄市						○	11,100								○	40,600									○	38200				○	20,600	20,600								
山形県	寒河江市						○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490								
山形県	上山市						○	11,420								○	40,600		○	38300											○	21,490	21,490					通学費の支給平均額は29年度実績。			
山形県	村山市						○	11,420								○	40,600													○	21,490	21,490									
山形県	長井市			○	11,420	10,521						○	40,600	40,600																○	21,490	21,469									
山形県	天童市						○	11,420								○	40,600										○	25,791									H29年度の実績額により記入				
山形県	東根市						○	11,420								○	40,600										○	28,800													
山形県	尾花沢市			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600																○	21,490	21,490									
山形県	南陽市						○	11,420								○	40,600													○	21,490	20,554						支給平均額 平成29年度の実績額より記入			
山形県	山辺町						○	11,420								○	40,600													○	21,490	21,490						修学旅行費：29年度の実績額			
山形県	中山町			○	11,420	10,817						○	40,600	40,600				○	0								○	16,807									通学費は29年度実績額がないため0とした。				
山形県	河北町						○	11,420								○	40,600																○	21,490	21,490						
山形県	西川町			○	11,420	10,555						○	40,600	0																	○	21,490	21,490					・支給平均額は平成29年度実績。 ・新入学児童生徒学用品費は新入学児童の認定者がいないため実績なし。			
山形県	朝日町						○	11,420								○	40,600													○	21,490	21,490									
山形県	大江町						○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490								
山形県	大石田町			○	11,420	11,420										○	40,600														○	21,490	21,490								
山形県	金山町						○	11,420								○	20,470											○	25,000												
山形県	最上町						○	11,420								○	20,470													○	21,490	21,490									
山形県	舟形町			○	11,420	11,420						○	40,600	0																								支給平均額はH29実績額			
山形県	真室川町			○	11,420	5,850						○	40,600	40,600																○	21,490	19,172									
山形県	大蔵村						○	11,420								○	40,600													○	21,490	21,490									
山形県	鮭川村						○	11,420								○	40,600																	○	21,490	21,490					

		IV 平成30年度準要保護就学援助額																																					
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																					
		(1) 費目毎の援助額																																					
①都道府県	②市町村名	学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費								(2) 補足事項					
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額		支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
山形県	戸沢村			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600																○	21,180	21,180							
山形県	高畠町						○	15,120							○	40,600																				○			・学用品費⇒1年12,960円、他15,120円 ・修学旅行費⇒実費の85%
山形県	川西町						○	12,990							○	40,600														○	21,490	20,606						学用品費に校外活動費(宿泊なし)を含めて支給している。	
山形県	小国町						○	14,780							○	40,600	○	0																○	21,490			・学用品費と通学用品は合算額で記載 ・通学費はH29年度実績額で記載	
山形県	白鷹町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600				○	0											○	21,490	21,490						・修学旅行費は上限付き実費支給で、支給平均額は30年度の執行見込額とした。 ・通学費実績なし。	
山形県	飯豊町						○	11,420							○	40,600																		○	21,490				
山形県	三川町						○	11,420				○	40,600	40,600																					○	21,490	21,490		
山形県	庄内町						○	11,420									○	0		○														○	25,000				・通学費はH29実績 ・支給平均額は平成30年度予算計上単価 ・新入学児童生徒学用品等：現物支給（ランドセル）＋一定額（40,600円）
山形県	遊佐町						○	11,420							○	40,600																		○	25,000				修学旅行費は予算要求時の単価

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																												(2) 補足事項														
		(1) 費目毎の援助額																																										
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費																		
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他									
該当団体数	35	0	0	0	9	9	9	26	26	0	0	0	0	9	9	9	25	25	1	8	8	1	0	0	0	0	1	1	0	9	10	1	21	21	21	4	4	1	17					
山形県	山形市						○	26,820								○	47,400																						・学用品費 1年生 24590円 27.2% 2~3年生 26820円 72.8% (学用品費支給の割合は平成29年度実績を参考に算出) ・通学用品費・校外活動費(宿泊を伴わないものは学用品費を含む。)					
山形県	米沢市						○	26,820								○	47,400												○	60000								・学用品費に関しては、学用品費・通学用品費・校外活動費(泊無)を合算して月割りで支給。記入した金額は2年生～3年生。1年生は24,590円。 ・修学旅行費は30年度予算額。						
山形県	鶴岡市						○	22,320								○	47,400		○	0								○	84000								支給平均額はそれぞれ平成30年度予算計上した額であるが、通学費については支給実績がないため、予算計上0円としている。							
山形県	酒田市						○	22,320								○	47,400		○	4700								○	79600								通学費、修学旅行費は30年度予算計上単価。							
山形県	新庄市						○	21,700								○	47,400										○	77200																
山形県	寒河江市						○	22,320								○	47,400											○	57590															
山形県	上山市						○	22,320								○	47,400		○	103000								○	57590										通学費の支給平均額は29年度実績。					
山形県	村山市						○	22,320								○	47,400											○	57590															
山形県	長井市			○		22,320	20,612					○	47,400	47,400														○	57590															
山形県	天童市						○	22,320								○	47,400											○	58184											H29年度の実績額により記入				
山形県	東根市						○	22,320								○	47,400											○	77494															
山形県	尾花沢市			○		22,320	22,320					○	47,400	47,400														○	57590															
山形県	南陽市						○	22,320								○	47,400											○	57590												支給平均額 平成29年度の実績額より記入			
山形県	山辺町						○	22,320								○	47,400											○	57590												修学旅行費：29年度の実績額			
山形県	中山町			○		22,320	22,320					○	47,400	47,400					○	0								○	69720											通学費は28年度実績額がないため0とした。				
山形県	河北町						○	22,320								○	47,400																								○	57590		
山形県	西川町			○		22,320	22,320					○	47,400	47,400														○	57590												支給平均額は平成29年度実績。			
山形県	朝日町						○	22,320								○	47,400											○	57590															
山形県	大江町						○	22,320								○	47,400											○	57590															
山形県	大石田町			○		22,320	22,320								○	47,400												○	57590															
山形県	金山町						○	22,320								○	23,550											○	65000															
山形県	最上町						○	22,320								○	23,550											○	57590															
山形県	舟形町			○		23,320	23,320					○	47,400	0														○	57590													支給平均額はH29実績額		
山形県	真室川町			○		22,320	10,199					○	47,400	47,400														○	57590															
山形県	大蔵村						○	22,320								○	47,400											○	57590															
山形県	鮭川村						○	22,320								○	47,400																									○	57590	

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																														(2) 補足事項					
		(1) 費目毎の援助額																																			
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費											
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
山形県	戸沢村			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400															○	56670	56670						
山形県	高畠町						○	26,760							○	47,400																				○	・学用品費⇒1年24,480円、他26,760円 ・修学旅行費⇒実費の85%
山形県	川西町						○	24,590							○	47,400													○	57590	57590						学用品費に校外活動費(宿泊なし)を含めて支給している。
山形県	小国町						○	26,050							○	47,400		○	0															○	57590	・学用品費と通学用品は合算額で記載 ・通学費はH29年度実績額で記載	
山形県	白鷹町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400				○	0									○	57590	57590						・修学旅行費は上限付き実費支給で、支給平均額は30年度の執行見込額とした。 ・通学費実績なし。	
山形県	飯豊町						○	22,320							○	47,400																		○	57290		
山形県	三川町						○	22,320				○	47,400	47,400				○	20000									○	57590	57590						・通学費はH29実績 ・支給平均額は平成30年度予算計上単価 ・新入学児童生徒学用品等：現物支給（通学用カバン）＋一定額(47,400円)	
山形県	庄内町						○	22,320									○	0									○	70000									
山形県	遊佐町						○	22,320							○	47,400											○	95000								修学旅行費及は予算要求時の単価	

